

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 平成 26 年 12 月期の期末手当について、支給割合を 100 分の 170 に引き上げることとします。(第 1 条関係)
- (2) 平成 27 年 6 月期以降の期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 147.5 に引き上げることとし、12 月期の支給割合を 100 分の 162.5 に引き下げることとします。(第 2 条関係)
- (3) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ (1)は、平成 26 年 12 月 1 日から適用することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>（知事等の給与）</p> <p>第2条</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号、第4号、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>（知事等の給与）</p> <p>第2条</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号、第4号、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>以下、省略</p>

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(知事等の給与)</p> <p>第2条</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号、第4号、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>以下、省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(知事等の給与)</p> <p>第2条</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号、第4号、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>以下、省略</p>